

独立行政法人 海技教育機構 平成 20 年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条に基づき、機構の平成 20 年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

本部における管理機能の強化を図るとともにそれに伴う人員配置の見直しを実施することにより、一層の効率的な組織運営の推進を図る。

本部においては、国の政策及び海運業界のニーズの把握に努め、海技教育の検証を行い必要な措置を検討し実行に移す等、効率的な組織運営に努める。

また、海技大学校児島分校について、その機能を海技大学校本校等へ統合するために、具体的計画の策定を行う。

(2) 人材の活用の推進

大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等と 10 名以上の人事交流を図る。

(3) 業務運営の効率化の推進

施設管理業務等の外部委託化を推進するとともに、給与システム及び会計システムの一元化を図り業務運営の効率化を推進する。

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額の抑制に努める。

船員教育のあり方全般の見直しに関する検討結果を踏まえ、所要の措置を検討し、実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

資格教育

イ 海技課程の養成対象について、専修科の応募状況を勘案しつつ、国土交通省その他関係機関と連携を図りながら、少子化、大学全入時代の状況を踏まえ、検討する。

ロ 就労船員等を対象とする資格教育については、各コース別の年間募集人員を以下のとおりとする。

なお、上級海技士取得コースのうち、一級及び二級海技士コースを平成20年度から廃止する。

海上技術コース（航海専攻）、（機関専攻）	10名
海技士コース	100名

- ハ (a) 効率的な教育の実施を図るため、海技士コースにおいて、四級及び五級海技免許の取得を目的とする教育を、前年度の試行結果を踏まえ、一体的に実施する。また、三級海技免許の取得を目的とする海上技術コース（航海）、（機関）及び同（航海専修）、（機関専修）においても、前年度の試行結果を踏まえ、教育内容に応じて一体的に実施する。
- (b) 平成19年度に新設した海技士コース（六級航海専修）については、国の政策及び内航海運業界のニーズに対応した募集定員とし、平成20年度は20名で3回実施する。
- (c) 資格取得のための補講の実施、基礎学力向上のための個別指導の実施、教材の工夫等学生・生徒に対するサポート体制の強化等を行うことにより、その教育を充実させる。
- (d) 船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教科書改訂を継続する。
- (e) 採用企業等との意見交換会等を踏まえ、インターンシップ教育制度について再検証を行う。
- (f) 本科及び専修科における船内供食及び栄養管理に関する教育内容の前年度の検証を踏まえ、教科内容の改善を図るとともに教育時間の見直しを図る。

実務教育

イ 技術教育科については、各コース別の年間募集人員を以下のとおりとする。

運航実務コース	745名
海事教育通信コース	135名
船舶保安管理者コース	96名
外航基幹職員養成コース	20名
国際協力コース	50名

ロ 運航実務コースについては、海運業界の共益的事業としてふさわしい教育を精査する。

ハ 海事教育通信コースについては、海運業界のニーズに対応し、教育課程及び教育内容の見直しを行う。

ニ 水先人の後継者不足に対応するため、前年度に新設した船舶運航実務課程水先コースにおいて、三級水先人養成を開始する。

課程の見直し

国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、引き続き教育課程及び教育内容の見直しを検討する。

合格率

資格教育については、補講等の自主講座、口述試験練習、受験心得の直前指導を充実させることにより、海技士国家試験の合格률을 90%以上とするよう努める。

なお、本科に限っては、その合格률の目標を 65%以上とする。

就職率

就職情報ネットワーク上の求人票の様式を船社から新人教育課程すべて選択できるよう改修し、ネットワークの幅広い普及を図るとともに、海へのチャレンジフェアへの参加や、海事関連企業への訪問等就職活動をより強化することにより、海事関連企業への就職率を、専修科においては 90%以上、本科においては 70%以上、海上技術コースにおいては 90%以上とする。

意見交換会の実施

海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と 10 回程度の意見交換会を開催し、各機関・海運業界との意見交換を積極的に進める。

研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、24 名以上の教員に対して研修及び船舶乗船研修を実施し、これらの研修等で得た知識及び技能の共有化によって、研修効果の拡大を図る。また、機構の適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、16 名以上の事務員等に対して研修を実施する。

自己評価体制の充実

自己評価体制の検証結果を教育及び研究業務に反映させるよう自己評価体制の改善を実施する。また、学生・生徒による授業評価及び、各教員の研究授業について、計画的に実施するとともに制度の充実を図り、保護者等の外部の意見を取り入れる制度を検討する。

広報活動

学校案内、ホームページ等広報活動のあり方を工夫、改善するとともに、特に専修科の募集活動については、少子化、大学全入といった非常に厳しい環境の中、専修科校と本部の連携を強化して積極的に展開し、新たな船員供給源の開拓に努める。

その他

イ いままで実施した寮生活等における生活指導に係る研修の効果を受講者等から聴取して検証し、研修内容の改善と充実を図る。

ロ 本科においては、計画的に保護者会を開催し、保護者と学校間の信頼と連

携を強化することにより生活指導を充実する。

(2) 研究の実施

研究件数

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、重点研究 2 件以上、一般研究 8 件以上を行う。また、研究活動の活性化を図るため、3 件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学・研究所等と行う。

研究の評価及び反映

研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、研究成果の教育への反映に努める。

(3) 成果の普及・活用促進

技術移転の推進等

国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、5 名程度の研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外に派遣する。また、学会等の関係委員会へ委員として 16 名程度派遣する。

研究の公表

- (a) 5 件程度の論文発表又は国際学会発表並びに 5 件程度の国内学会発表等を行う。
- (b) 研究発表会を開催するとともに研究報告書を作成する。
- (c) ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及に努める。

海事思想の普及等

教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を 25 回程度実施する。また、ホームページ上の海事思想普及に関するページの充実を図る。

(4) 内部統制の維持・充実

研修を通じて内部統制に係る機構の取り組み等の周知徹底を図り、内部統制の拡充に向けて体制を整備する。

3. 予算

(1) 自己収入の確保

実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担の導入を検討する。

ただし、海技課程については、授業料を改定する。

(2) 平成 20 年度予算（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額（百万円）
収入	
運営費交付金	2,745
施設整備費補助金	118
受託収入	35
業務収入	142
計	3,040
支出	
業務経費	416
施設整備費	118
受託経費	35
一般管理費	238
人件費	2,233
計	3,040

[人件費の見積り]

年度中総額 1,762 百万円を支出する。

但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 平成 20 年度収支計画

区 別	金額（百万円）
費用の部	2,970
経常費用	2,970
業務費	1,944
受託経費	35
一般管理費	943
減価償却費	48

収益の部	2,970
運営費交付金収益	2,745
受託収入	35
業務収入	142
資産見返負債戻入	48
資産見返負債戻入	48
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 平成20年度資金計画

区 別	金額(百万円)
資金支出	3,040
業務活動による支出	2,922
投資活動による支出	118
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,040
業務活動による収入	2,922
運営費交付金による収入	2,745
受託収入	35
業務収入	142
投資活動による収入	118
施設費補助金による収入	118

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

年度中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備充実のため使用するものとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の目的の確実な達成のため、年度中に 118 百万円程度の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
教育施設整備費		独立行政法人海技
清水校総合実習棟建築工事	107	教育機構施設整備
兎島分校基盤整備工事	11	費補助金

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について 5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。